

建学の精神

教育基本法の精神に則り、学校教育法並びに歯科技工士法、歯科衛生士法、介護福祉士法に基づき、必要な専門教育を施し、歯科医療・福祉の向上発展に寄与することを目的としている。

また、建学の理念として、「新たな時代・社会に即応した慈愛に満ちた人間性あふれた有為な人材の育成」を掲げ、以下を教育目的とし、理念に基づく育成人材像を定めている。

- 1、人間としての尊厳を尊重し、豊かな人間性を養う。
- 2、広い視野を持ち、変化する社会状況に対応する職業観を養う。
- 3、人間と人間を取り巻く環境を理解し、誠実に人間関係を作る能力を身につける。
- 4、学生として目的意識を持ち、主体的に学び必要な知識・技術・態度を身につける。

歯科衛生士科 3つのポリシー

【アドミッションポリシー：入学者受け入れの方針】

「歯科衛生士国家資格」を取得する強い意志と医療、福祉現場でも活躍する向上心を持ち、人と接する上で積極的にコミュニケーションを図れる以下のような入学生を受け入れる。

- ① 「歯科衛生士」を目指す明確な動機を持ち、目標を達成するために努力ができる人
- ② 口腔保健活動を通じて人々の健康増進に貢献したいと目的意識を持つ人
- ③ 口腔保健衛生を修得するための十分な学力と実践するためのコミュニケーション能力を兼ね備えている人
- ④ 知的好奇心をもって自らが課題に取り組み、新しい道を切り開く姿勢を実践できる人
- ⑤ 協調性と他人に対する思いやりを持ち、人としての成長を目指す人

【カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施の方針】

歯科衛生士学校養成所指定規則および歯科衛生士は「口腔の健康は、全身の健康を支える」という考えを基盤とし、医療人となるための専門的知識・基礎的技術を修得し、社会貢献のできる豊かな感性を身につけた歯科衛生士を育成するための教育課程を編成している。また、臨地・臨床実習を通じて、常に人に対する尊厳の念を持ち、対人関係能力や医療人としての人格を備えた歯科衛生士を育成する。

【ディプロマポリシー：学位授与の方針】

本学園の建学の精神・教育方針を理解し、各分野の授業科目を全て履修し、所定の単位を修得するとともに、卒業試験に合格した者に専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

介護福祉科 3つのポリシー

【アドミッションポリシー：入学者受け入れの方針】

本学園の建学の精神を十分理解し、専門職業人として社会で活躍できる優秀な人材を養成する。このような教育目的のもと、以下のような学生を求めている。

「介護分野で活躍したいという強い意志を持ち、高い倫理性を持つ人」

【カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施の方針】

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則を基盤とし、ディプロマポリシーに掲げる目標を達成するための科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせて授業を展開している。なお、教育内容・教育方法・成績評価基準に基づいて教育を実施する。

(1) 教育内容

基礎的な科目から専門科目へと段階的に配置し、介護過程を実践する場として学内及び学外実習を行う。

(2) 教育方法

科目の到達目標に合わせて、講義・演習・実習を効果的に取り入れ実施する。講義科目では、科学的根拠を持った知識を修得し、演習科目では、主体的及び自立的に学び表現する能力を身に付ける。実習では、知識と技術を統合し、専門職として自律的に介護過程の展開ができる能力を身につける。

(3) 成績評価基準

次のような成績評価基準を定めている。科目の特性に応じて、試験・レポート・成果物等により、それぞれ身につけるべき能力の修得度を客観的に評価する。

成績はシラバスに示す評価方法に基づき 100 点法により採点し、評価は A・B・C・F の 4 段階とする。

A (100～80 点)

B (79～70 点)

C (69～60 点)

F (59 点以下、不合格)

【ディプロマポリシー：学位授与の方針】

介護福祉分野の専門職業人として、本学園の教育目標が示す能力を身につけた者に専門士（教育・社会福祉専門課程）を授与する。